

回 答 書

令和5年5月1日

城山下臨海土地造成事業埋立地予約分譲に係る
公募型プロポーザル参加予定事業者 各位

四国中央市建設部港湾課

城山下臨海土地造成事業埋立地予約分譲に係る公募型プロポーザルについて、照会のありました質問事項に対する回答は、次のとおりです。

質問番号	質問箇所	質問内容	回答
1	(様式4) 事業計画書	本埋立地の用途地域の指定はどうなるのか。(建ぺい率、容積率はどうか。)	<p>城山下臨海土地造成地が竣功し、都市計画区域（愛媛県都市計画決定）に定められた後に、用途地域の指定を想定しております。</p> <p>また、用途地域の指定は、土地利用計画の基本方針等を踏まえ、本市の都市計画決定の手続きに従って決定されることとなります。</p> <p>よって、上記の手続き完了までは、無指定となりますが、分譲申し込みにおいては、容積率200/建ぺい率60として事業計画を立てることが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、公有水面埋立免許取得時の用途及び土地利用との整合性や、周辺と一体的な土地利用を図るためには、ふさわしい用途地域の指定が必要と考えております。</p>